

議会運営委員会

令和 5 年 5 月 2 4 日（水）

午前 9 時 5 8 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻より少し早いですが、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気療養中のため、村田幸隆委員であります。

本日の議題につきましては、皆様にお示しのとおり、1点目といたしまして、尾鷲市議会新型コロナウイルス感染症対応申合せ事項について、2点目といたしまして、尾鷲市議会申合せ事項について、3点目として、各種協議会等への参画について、そして、4点目が最後で、離鷲届についてということで、皆様の御意見を賜りたいと思います。

なお、今回は議会運営に関する四つの項目でございますが、最終的には本日議運終了後の全員協議会で最終的に皆様にお認めをいただく事項でございますので、その御理解の下によりしくお願いをいたしたいと思っております。

まず、エリアワンセグについて、事務局長のほうから御報告をいただきます。

○高芝議会事務局長 報告いたします。

今朝ほど防災担当部局のほうに確認させていただいたところ、現在、須賀利地区から梶賀地区の周辺部でエリアワンセグのほうが映りにくい状況が発生しているようでございます。

原因といたしましては、エリアワンセグの中継基地局と基地局の間の山間部における樹木が伸びたことなどが原因と考えられるようでございますが、担当のほうで明日には樹木の伐採等を実施して、明後日にはこのエリアワンセグの障害のほうが消される見込みということでございます。

議員の皆様、中継を心待ちにさせていただいておる市民の皆様に対し、大変申し訳ないんですが、この場で御報告並びにおわび申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○南委員長 エリアワンセグの報告は以上でございます。

それでは、早速ですが、1項目ずつしていきたいと思っておりますので、まず議長のほうから、尾鷲市議会新型コロナウイルス感染症対応申合せ事項について、御発言を

お願いいたします。

○小川議長 おはようございます。

この5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染法上で5類感染症に位置づけられました。

また、法律に基づく外出自粛要請がなくなるなど、コロナに対する各対応が変更になったことは皆さん御存じだと思います。

私のほうからは、第1回定例会の開会日の2月28日に、3月13日以降の会議等におけるマスク着用の自己判断ということをおっしゃっていただきました。

また、マスクを着用するなどの適宜対応していただくことをお願いするとともに、本市議会のコロナ対応の申合せ事項の廃止を含めた見直しについては、5類へ移行をするタイミングで改めて協議をお願いすることとお伝えしたと思います。

本日は、国の対応方針、また、ゴールデンウィーク明けの執行部の対応、感染者の状況などを勘案した上で、本市議会の新型コロナウイルス感染症対応申合せ事項については基本的に廃止することを、この後開催される全員協議会において議員の皆様を確認させていただく前に、議会運営委員会委員の皆様のお意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の本市議会の感染対策に関わる対応につきましては、当分の間、当該申合せは廃止いたしますが、今後も議員自らが感染を拡大する原因とならないよう、発熱や風邪の症状が見られる場合などは、会議の出席はもとより、不要不急の外出を控えるなど、感染予防の観点において十分注意をして、議員として自覚ある行動を継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今後しばらくの間は、議員、職員ともに、本会議、委員会などにおけるマスクの着用は自己判断とし、議場のアクリル板、議場、委員会室の消毒液、マスクなどは継続して設置するほか、手洗いやせきエチケットなどの基本的な感染症対策、本会議や委員会休憩時の換気などは継続して実施したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

議長のほうからは、一応コロナ申合せ事項については廃止をするが、マスク着用は自己判断、議場等のアクリル板や委員会前の消毒、マスク等は継続して設置するということがございますが、皆さんどうですか、議長の提案。当然、もう廃止は当然だと思うんですけども、ほかに御意見のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようでしたら議長の提案どおりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　では、議会運営委員会のほうで了承をしていただいたと認識をいたします。よろしいですね。ありがとうございます。

　　続きまして、事項書の2点目、尾鷲市議会申合せ事項についてに入りたいと思います。

　　この尾鷲市議会の申合せ事項につきましては、令和元年に尾鷲市議員定数問題の検討会を設置し、議員定数アンケートの結果により、皆様からの慎重な意見を十分に踏まえ、昨年的一般選挙より議員定数を13名から10名に改正して、現在2年が経過しようとしております。

　　その間、市議会の行政常任委員会は、委員会の定数10人から、以前の慣例、申合せにより議長が常任委員を辞するため9名で運用をしておりましたが、御存じのとおり、三鬼和昭元議員の死去により1名欠員となり、さらに病気療養中の議員もいる中で会議欠席もあり、常任委員会審査において多様な意見が出にくい状況が現在続いております。

　　そこで、尾鷲市議会委員会条例第2条第1項では「議員は、常任委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て、常任委員会を辞することができる。」となっており、議長は常任委員会を辞することができるということなので、現在、議長が常任委員として委員会審査に参加することが現在でも可能な規定となっております。

　　私は、委員会審査の活発化、議会の機能の充実のため、議長が常任委員として委員会審査に参加することを提案させていただきたいと思います。

　　また、尾鷲市議会申合せ事項では、「議長は、尾鷲市議会委員会条例第2条第1項の規定に基づき、常任委員を辞するものとする。」となっているため、申合せ事項につきましては、今後の全員協議会において議員の皆様にご確認をさせていただく必要がありますが、議長の了承の下、ただいま通知させていただいた改正案について、皆様の御意見を伺いたいと思います。

　　早い話が、現在議長が入っておりませんが、現在の1常任委員会制で、1名の欠員、病気の方もおられるということで、現在8名で委員会運営を回しておるということで、以前からも議長も入ってはどうかというような意見が複数の議員か

ら出されておりましたが、今回、役員改選を契機として、議長も入って10名体制で委員会運営をしていくのが望ましいんじゃないかなというような思いから提案をさせていただきましたが、皆さんの御意見をお聞きいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小川議長　1点だけ確認させていただきたいんですけど、これ、議長が出席する場合、議長の立場じゃなくて委員としての立場で出席すると思うんですけど、議長の立場で出席した場合には偏った意見とかどうなのかなというのがあるんですけど、委員として出席なら何でも言えるかなというのがあるんですけど、その点は皆さんどう思われているのか、ちょっと伺ってもいいですか。

○南委員長　今の、ただいまの議長の御意見について何か。

当然委員として入るもので、資格としたら一常任委員なんですけれども、現実としたらやはり議長という立場が外れないのが現実でございますので、そこら辺は、議長から委員になられた方は認識を持って御発言をされると思うんですけど、当然。

○濱中委員　立場が変わるということに関しては、外から見た感じが物すごく難しい判断を迫られるのかなとは思いますが、常任委員として最終的には賛否にも参加するという形になりますので、そういったあたりで意見を言うことには委員としての意見として判断をされてよろしいのかなという、今聞いておってそんな感じはしましたので、本会議場での判断がもちろん議長としての立場になって求められるので、席が変わって意見が変わるというのではなくて、委員としての意思表示をする、その賛否があるのであるから、委員会での意見も当然してええのかなというふうには思いますけれども。

○南委員長　私もそう思っております。

他にございませんか。

○中村委員　基本、議会というのは、委員長において、行政常任においてもそうですし、同数の場合に否決、同数否決の原則、要するに少数意見を尊重するというのが議会制民主主義の基本なんですよ。

それで、委員会で否決されて、それを本会議に行って賛成したり、議長とか委員長の中立性というのがすごく求められているときに、行政常任委員会で議長が発言されるということは非常に大事やと思うんですけども、そのときに、議長として、個人としての判断をしてしまって、本会議に行ったら同数になったときに、普通やったら同数は少数意見尊重ということで、同数否決の原則というのを貫くべきなんですけれども、賛成の場合やったら自分の個人的な意見で賛成って、尾鷲の議会の場

合、議長は同数否決ではない、その判断ということで、議長判断でということをよくされるんですけども、もともとの議会というのは、少数意見尊重というところをすごく大事にしているのが議会ですので、そのところで、議長が委員として意見を言われるというのはいいんですけども、そのときに態度を表明してしまうと、それが、本会議でまたそれが尊重されてしまうという結果になると、議会における公平性の担保がどうなるのかなというところを心配しますけれども、その部分はどうか。

○南委員長　　当然、一委員として委員会へ所属した以上は、最終的に付託議案につきましては賛否を問うということで、委員として可決、否決なりを表明するということでございますけれども、当然それはもう、委員として参加する以上は、委員としての賛否は差し支えないんじゃないかなと私は考えておるんですけども。当然、委員の中で賛否を取る以上、参画せなあかんことなので、委員として。

○中村委員　　委員の立場では言っていないです。それが、本会議で議長としてその意見が通ってしまうんじゃないかというところを市民は危惧しませんかと尋ねているんです。

○南委員長　　当然議長が、本会議において可否同数の場合、当然地方自治法に基づいて議長が、裁決決定権、あるわけなんですけれども、当然地方自治法上では、否決に回ろうが可決に回ろうが一切関係はありません、法的には。そういうことです。

○中村委員　　法律の話をしているわけじゃないんですよ。議会制民主主義というのは、同数の場合、少数意見を、なぜかというと、議長は中立であるべき、自分の意見がどうであれ、議員が同数やった場合には、心配しているほうの意見を尊重するというのが議会運営上の常識なんですよ。

そやから、それが法律に引っかかれへんからいいんじゃないなくて、普通はそうするものなのですよということを言っているのであって、法律に引っかかるとか引っかかれへんの話はしていないんです。

良識、人として、議員として、議会として、どうするかという話をしているのであって、法律に引っかかるとは言っていない。ただ、市民は心配しませんかとお尋ねしております。

○南委員長　　中村委員さんが言われるように、私どもも議員に当選したときから、可否同数の場合は少数意見を大事にするということで、再度議論をしてもらうということで、議長としたら議案を通すよりか否決へ回るほうが望ましいということは

十分認識の下で今日まで議員活動をさせていただいておりますが、しかしながら、地方自治法においてはどちらのほうにしても何ら別段ないというのが今の法律でございますので、それは、だから反対に回らなあかんということはありません。基本的には私もそのような認識で議員活動をさせてもらっております、現実的にはね。

○中村委員 今後の議会運営において、議長になられる方が議長の中立性を担保されて、同数になった場合に少数意見の尊重ということを念頭に置いて運営していただくことを切に望みます。

以上です。

○南委員長 ただいまの件で、議長、特にありませんか。

○小川議長 中村委員さんの言われることは当然の話だなと思うんですけど、議長も一議員ですからその判断は議長の裁量に任せるしかないのかなというのは、そのように私は感じております。中村委員さんの言われることはよく分かるんですが。理解できるんですけども。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、この議長が委員会へ参画されることは、特段申合せを変えろということじゃないですよ、局長。ちょっとそこら辺だけ明確に。

○高芝議会事務局 本市議会の申合せ事項のほうにうたっていただいておりますので、先ほど委員長もおっしゃっていただいたんですが、この後開催される全員協議会におきまして全議員さんの御意見を伺った上で改正のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○南委員長 申合せ事項の改正もあるのね。どこになります、申合せ事項の。

(「2ページ目上段辺りの部分です」と呼ぶ者あり)

○南委員長 そういうことでございますので、後行われる全協のほうで再確認をしていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここでまた申合せ事項の改正に関連いたしまして、議選監査委員と委員長の職の兼職に関わる申合せにつきましても、議員定数が16名、18名などの議員定数が多い時代からのもので、先ほど同様に、議員定数の削減、議員の1名の欠員など、本市議会の状況にそぐわない内容となっておりますので、これも議長の了承の下に、全協に先立ちまして、当該申合せ事項の削除、見直しについて委員の

皆様の意見をお伺いしたいと思います。

申合せによりますと、監査委員さんの下に、任期は1年とする、ただし再選は妨げない、米印で委員長を兼ねることができないと明記されております。

委員長を兼ねることができるんじゃないんですけれども、これを取り外すという方向で皆様の御意見をお聞きしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○濱中委員　　実際、私、昨年の秋から凶らずも委員長の代理をさせていただいて、同時に監査委員ということもございましたけれども、物理的というか日程的に、常任委員会の委員長と監査委員はなかなか難しい気がしておりました。

どっちかを軽んじることのできる立場ではありませんので、あれなんですけれども、ただし、議会運営委員長の日程とかを考えたときには、日程的なことで言いますと、兼ねても問題ないのかなという感じはするんですけれども、ただ、その内容として、やはり予算に関わること、予算、決算に関わることを審査する監査委員として常任委員長との兼務というのは、理屈的にはちょっと難しいのかなという気がするんです。

そやけど、本当に、人数、考えると、どこかでそういった場面が出てくるのかなという気はしていますので、委員長を兼ねることができないを外すことによって、そういう人数調整が必要なときに可能になる状況を残すのはいいのかなと思うんです。

もう一点、人数のことに関してこういうふうなことが出てくる、今までと異例の議長が参加するであるとか、兼務のことを外すとかという話の中で、ここしばらく、やはり議員定数も少な過ぎるのではないかという市民の意見もいただいておりますので、残すところ任期2年となったところで、この議員定数の話は再度する必要はあるのではないかなという気もするんですけれども、その辺りの提案も併せてさせていただこうと思います。

○南委員長　　今回、現実に濱中委員さんが、監査委員と、実質に委員長職を半年兼ねていただいて、大変日程的にも御苦労されたと思うんですけれども、10名で委員会運営をやっているということで、こういったことも仕方ないかなというようなお話でございましたが、現実として、やはりもう委員長を兼ねることができないというのを申合せ事項のほうで外すほうが望ましいと、私も委員長として考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

○中村委員　　外す必要はないと思うんですよ。今、現に新しい人たちをどんどん委員に入れていくことも大事ですし、別に何かと何かを誰かが兼ねていかんでも、

みんなでやったらできる人数じゃないですか。

ただ、役につけへん人を置いておこうと思うから兼任をせなあかんわけでしょう。実際の役職の数って、定数より多いんやったらどうしても兼任はしていかなあかんのですけれども、そんな必要がないのに今なぜわざわざこれを外す必要があるのかの意味が分かりません。

○南委員長　　現実には、監査委員が委員長を兼ねることができないと申合せの事項で明記されておりますね、今。ただ、濱中委員さんが監査委員として、ワンポイント委員長なら僕は分かるんですけれども、半年間にも、長期に及ぶ、副委員長であれ委員長の職を代理していただいたということは、現実にはもう委員長なんですよね、会議を行う上では。そういった意味では、申合せ事項があると、物すごい高いハードルになるのが現実で、今回はもうやむを得ない状況で続いたというのが現実で、議長のほうからも、これ、もう見直したほうがええなという提案があったのは事実でございます。

○西川副委員長　　確かに濱中委員さんが兼任されていましたよね。前回、僕、これ、行政常任の副に立候補しましたよ。もしそれで、僕が副で認められておったのであれば、濱中委員さんは兼任することはなかったんじゃないですか。

偏り、今、中村委員さんも言われましたけど、もう集中して役員を決めるのが、これ、ちょっと問題あるかなと。僕らも2年やってきて、いつまでも慣れていないということは言えんから、ある程度の役にも、僕はまた今度は立候補したいと思うんですけど、そういうふうに分けたらあれじゃないですか。結局、病状が思わしくない人とか、あと、産休に入られる方がおるときは、そのときはもう、もう分かり切っていますけど、それ以外だったら別に役職を散らばらしたほうが、もう兼任というのが消えることは、僕はいいと思うんですけどね。

○中村委員　　監査委員は、そもそも行政常任の副委員長も受けるべきではないと思うんですよ。こういうことが、今回みたいにすごい負担をかけていただいて、本当によろやっていたいただいたなと思って感謝しているんですけども、実際には、今おっしゃったみたいに、大変なことを二つもせなあかん、委員長もそうやし、副委員長であってもこういうことに6か月も兼任していただくという、そのことを背負っていただかなあかんということになるから、監査委員はどの職とも、委員とも、やっぱりバッティングさせるべきではないと思うんですよ。オーバーブッキングというのは負担になるから、委員長であれ副委員長であれ、受けるべきではないと思います。

今、西川委員が言われたみたいに、別にどのポジションでもみんなやっていって、それはそれで、何なら申合せで反対に、この時代ですので産休に入った場合はほかの誰かをまた選ぶみたいなやり方で、産休に入られる方も委員長なり副委員長にできるようなシステムをつくっておかん限り、若い方の議員の成り手というのがなかなかなくなってきましたので、反対に、兼任じゃなくてその補充をどうするかということを考えられたほうがいいと思います。

特に監査委員は、予算を監査する立場が執行部と打合せのときに入ってきてどうこうというというのは、私は、監査を外部監査にしているんやったらええんですけども、自分ら自らが、議員が監査しているのやったら、やっぱり監査という立場はそれだけでやっていただきたいと思います。

○仲副議長 前々から、監査委員の委員長を兼ねることができないというのは私はずっと疑問を感じていまして、随分前の、議員が多数おったときの、これ、見直し、申合せだと思うんですけど、仮に監査委員だけが委員長を兼ねることができないということであれば、例えば副議長と兼ねてもいいんですかということも明記されていないんですね。それから、常任委員長も議会運営委員長も、ほかの委員長と兼ねることができないって書いてないんですね。

監査委員だけがなぜかという、多分私の推測では、常任委員会の委員長はちょっと、予算の関係があるから、これ、まずいよという意味であったと思うんですけど、実際には監査委員も議運の委員にも入っていますし、常任委員会の委員でもあるわけなんですね。

それがたまたま兼ねることができないから委員長を兼ねないということになっておるわけですけど、あまり役職の中に縛りをかけると、前回の議長も常任委員会に入れられないというのはあったわけですけど、あまり縛りをかけると、やはり人材等の関係を含めて、その可能性を抹消してしまうというようなことがありますので、特に内々の中では監査委員が常任委員長を兼ねるということは多分あり得ないと思うんですね。ただ、それ以外のことについてはあまり縛りをおかないほうがいいということで、私は今回は、委員長を兼ねることができないというのを削除したほうが、後々運用がうまいこといくのではないかと、このように思います。

○中村委員 それよりも、あと2年かけて外部監査を導入するというほうを議論したほうがいいと思うんですよ。

大体、監査を、内部の者が内部のものを監査すること自体がおかしいので、私たち議員というのは、予算執行に対して、それが安全なのか、適切な価格なのか、

それがどういう結果を生んでいるのかというのを見るものであって、その人らがまた自分のやったことについて監査に回るということ自体がおかしいんですよ。

ですから、この監査を、監査委員を、内部じゃなくて外部に委託するという方向にすれば、この問題はもう解決するわけですよ、委員長が監査を兼ねることがなくなるんですから。そやから、そっちの議論をされたらどうですか。どうして議員が監査をし続けようとするのかのほうが、意味が分からないです。

○南委員長 外部監査制の考え方については、ある程度は私どもも理解をしておりますけれども、執行部に対していろんな場面場面で、これは外部監査制、設けたほうがいいんじゃないのって、議員としても言ったことが何回か僕らもあるんですけども、当然条例制定も必要になりますし、そういったことで、また再度、議長のほうからそういった面については執行部のほうと、一回この話合いをしてもいいんじゃないかなというような感じでおります。

今日は、この場での外部監査制導入というのは、意見として議長のほうへ伝えて、執行部のほうへこういった話もありますよということは伝えていただきたいと思っておりますので、外部監査制の議論は今日の議運ではふさわしくないと思っていますので。

○中村委員 それ、おかしいでしょう。だって、今、もともとのこの話の流れは、議員の出席が今少ない中で兼任をせざるを得えへんからこれを外そうという議論をされたわけですよ。

ですから、それについて、まず、不必要な監査というのを中でどうしても立てやなあかんから兼任が必要になってくるんじゃないかという意見に行くわけやから、そこで、話が違うから、それについては条例も要るからじゃなくて、同じ話なんですよ。

それを、違う場面でそれはしてくださいって言ったら、どうしても委員長と監査を兼任して今後やり続けたいというようにしか見えないんですよ。

そうじゃなくて、それを、いや、普通の、普通の一般市民の人がこの今の会話を聞いて、いや、そうじゃないって思われるほうが普通でしょう。

何か、外部監査というのがなぜ必要か、中の者が中のものを見られへんというのは、私たちが2年前も、これ、言ったんですけども、そのときも、いや、分かっているから、監査は中のほうがええって押し切られたんですけども、今回委員長を兼ねることでいいという話のほうに進めようとするんやったら同じ俎上にのせるべきで、同じ場所で議論するべきです。それは違うということ自体がおかしいです。

○小川議長 ちょっと、局長にちょっと確認なんですけど、監査は議会で決めら

れることじゃないですよ。執行部だと思ったんだけど、その点、どうなんですか。外部監査を選ぶか、議選監査にするかっていうのは……。

○濱中委員 一旦こちらから推薦するときだけ議会の中から出して、この方でどうでしょうかということで市長のほうに、私たち、市長の議案としていただくという流れというのが、まず1点確認。

それから、外部というの、外部委託に関しては以前から、自治法の中でもいろいろ変化がある時期があって、数年前に、尾鷲の場合、代表監査は外部の方、もちろん市長が任命権者として、議選も代表監査も任命権者として任命はされておりますけれども、まず代表監査は外部の方である。議員は、執行部とは違う立場にあるの監査の目としてする。

だから、完全に内部の者が内部の監査をしているという認識は、私は違うのかなというふうな気がしておりますので、その辺りはちょっと確認として、もちろん、なれ合いの状況をつくっては絶対あかんと思っておりますから、現在2年連続やらせてもらって今回3回目の監査ですけれども、やはりそこは内部のなれ合いの監査をしておるという認識は全くありませんし、代表監査におかれてもすごく厳しい目で、外の目を見ていただいておりますというのが現実として、体裁がどうであれ、内部の監査というような、そんななれ合いの状況にないことだけはこの場でお伝えしたいなと思います。

○南委員長 今回の委員長を兼ねることができないということを外したほうがいいよというのは、当然監査委員は委員長を兼ねるじゃなしに、ふさわしくないと、無理やということで、もうあえて書くことはないという認識の下で外したほうがええよということで提案してくれたと思うんですけどね、議長のほうから。

もう、まずあり得ません、監査委員が委員長を兼ねることは。今回たまたまこういう形になっていたということで御理解をいただきたいんですけども、これは無理ですわ、委員長を兼ねることは。

○中村委員 いや、それやったら反対に、行政常任委員長、副委員長は兼ねることはできないって書かれたほうがいいじゃないですか。今回みたいな事態が起こるからこれを抜かしたいわけでしょう。

○南委員長 そうです、はい。

○中村委員 だから、そうならないように、監査委員は行政常任委員長、副委員長を兼ねることはできないって書いたほうがいいです、それやったら。

○南委員長 その提案もそうですけれども、一応そういったことで、皆さんがそ

れを含めた上で、その認識でこの申合せ事項の変更をしていただいたらどうでしょうか。当然、そういった副委員長も兼ねることができないよという認識の下で、それはもう当然そういう形になると思いますので。

西川副委員長が言われたように、僕を推しておったらそんなことはなかったやんかという、これも現実でございます。もう過去へ戻ることはできませんので、話は今の現在進行形で進めていくということで、今まで中村レイさんが言われたように、副委員長も兼ねることができないという認識の下でもう十分、もう外させていただきたいんですけども、議会運営委員会として、どうでしょうか。

○中村委員 外す必要がなくて、反対に明記をされたらどうですかって言うんですけど。

○南委員長 当然それも認識しております、それは。正副委員長を兼ねることができないって明記してって言うんでしょう、この申合せの中へ。

○中村委員 はい、明記してください。

○仲副議長 さっきも言ったんだけど、これら数十年前からのあれで委員長を兼ねることができないということで、今おかしい感じになってきたと。あまり縛りをかけてしまうと、今はよくてもまたおかしいことがあるもんで、申合せ事項であるけれどもそんなにきつい縛りをかけないほうが、私は将来的にも運用がいいんじゃないかと。委員長が言うたとおりの含みもあって、そういう縛りのあれを解きましょうというのが今回の提案だと思いますので……。

○濱中委員 これまで本当に人数が多かったときの申合せがそのまま来ておる中の弊害ということなんですけど、以前はたしか、副委員長の席とかは、新人がちょっと勉強のために座らせてもらえというぐらいの感覚で置かれてきたことがありました。私も1年目に副委員長をやらせてもらったこともありましたけど、今思えばそのとき本当に委員長に事故がなくてよかったなというのは、1、2年のときにもしそれがあったならば、1年生の1年目に、本当に会議の仕切りを即せんならん立場が出てくる、そういったこともあったんやなと思って、ちょっとその辺はどきっとするものがあったんです。

これから本当に改選、これ、申合せって改選があっても変わらんですよね。以前のままのものが残ってってしまうので、改選ごとに見直すということをするればええのかもしれないけれども、本当に新人の数が増えてきて、1年目に、じゃあ、1年生、1年目に委員長ができるのかどうかというあたりの話にもなってきたときに、じゃ、2期3期の人にちょっと兼ねていただきながらやらなあかんのやない、

1年目は、というような話もできるのかなという気はするんですね。

だから、これから本当にいろいろ顔ぶれが変わっていく中でどういったことが起こってくるかというのが、そのときになったときにまた申合せをするのか、今の段階でこれを外しておくのかというあたりもあるのかなと思うんです、全面的に規制事項をなくすというような格好で。

これからそんなに極端に議員を増やすことはないのかなと思うので、それも含めてかなと思います。

○西川副委員長　　今、濱中委員さんが言われたように、やっぱり1年目に、入ったばかりに、それは確かに僕も無理やと思います。

だけど、僕、村田委員さんに、副、勧められましたけど、それで、誰にでも僕は最初があるんだと思います、何をするにしても。それが早いか遅いかというので、それは個人差があるでしょうけど、初めてのときはちゃんとできんやないかって、それはまあ、ちゃんとできんでしょう。

そやけど、ある程度そういうのもやっていくのが、もうぼちぼちええ時期じゃないのかな、2年もやったらという感じがあるもので、最初は少々しょぼいことやつても目をつぶってもらって、もういろいろ分散させたほうが、僕はいいと思いますけどね、1年生のときに無理やり、どうですかというふうに勧められたときよりは。

○小川議長　　様々な意見をお聞きしたんですが、もう、これ、全協で賛否を取るしかないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○南委員長　　中村委員さんがある程度のことで理解をしていただいたら、議会運営委員会というのはこの申合せ事項については賛否を取るつもりはございませんし、ある程度申合せ事項は全会一致で進めたいというのがこれまでの伝統でございますので、できたら中村委員さんに、この委員長を兼ねることができないを削除して、当然ですがもう委員長も副委員長も兼ねないのが望ましいという認識の下で削除したいんですけどもいかがでしょうか。

○中村委員　　私はこれは削除する必要がないと思っています。

○南委員長　　そういう感じでございますが、全会一致は、議会運営委員会は、ここで賛否を取るつもりもございません。最終的にはね、最終的にはもう、議長のほうで今言われたように、全員協議会のほうでそういう形になるのかなというような思いもしますけれども、できるだけ全会一致をまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

監査委員についてはあくまでも、中村委員さんがこの項目は外すべきではないと

いう考え方でございますので、それは少数意見として議会運営委員会は尊重をして、後の全員協議会のほうで再度諮っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

まず、前の前段に戻りますけれども、申合せ事項の議長の常任委員会の所属のことについては削除してもよろしいですね。別段、反対の意見がなかったということで、議長のほうは削除させていただきます。

監査委員のほうは、全会一致を得られなかったということで、再度全協のほうでお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次に、事項書③の各種協議会等への参画について、これまでの経緯について議会事務局長のほうから報告をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、ただいまの議題に係る、これまでの経緯について説明させていただきます。

本市議会における議員さんの各種協議会等への参画につきましては、遡ること平成17年9月に、当時議会改革の取組として、執行機関に対し監視機能を有する議会本来の審議権を保持するため、また、予算審査などを伴う協議会等への議員の参画については辞退することを、議会全体で確認の上で執行部に申入れを行っていただいた経緯がございます。

ただいま通知させていただいたような、当時、参画状況でございました。

次に、平成30年6月には、本市議会におきまして、常任委員会の一元化、こちらが実施されたことに伴いまして、各種協議会等への参画につきましてその場で改めて当時御協議いただきました結果、従前は2常任委員会の体制でございましたので、総務産業の委員長・生活文教の委員長さん、こちらがそれぞれ充て職となっていた協議会などに関しましては、暫定的に、行政常任委員会の正副委員長さん、こちらを充てることとしていただきました。

しかし、その当時、全員協議会の場において、将来的には行政常任委員会の運用実績等を勘案した上で、将来的に見直しすることを確認していただきましたので、経緯として報告させていただきます。

議会事務局からは以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました経緯を踏まえまして今回提案させていただきましたのは、平成30年度の常任委員会の一元化に伴う常任委員会の運用開始から、運用状況、令和3年の一般選挙から特に議員定数が10名に削減されたことも

あり、当面は現状の1常任委員会の運用が続くことが見込まれるため、これまで暫定的に行政常任委員会の正副委員長が参画しておりました、6番目の尾鷲市都市計画審議会、8番目の尾鷲市水道水源保護審議会、そして13番目の旅館建築審査会については、今後、行政常任委員会委員長のみの参画とすることについても、この後行われる全員協議会のほうで確認をしていただくわけですが、この件についても各議会運営委員会の委員の皆様のお意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

それと、参考に、広域的な幹線道路とか上北山協議会、あるいは169、他市町との関連する場合は他市町との議会の構成で、比較で人数を合わさなければいけないという部分があり、同一歩調、5市町のところは5市町の下で議員が選出されておりますことをまずは御理解していただきまして、今回、都市計画審議会、水道水源審議会、旅館建築審査会の副委員長を抜けていただくということでどうでしょうか。皆さんの意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

現実に、局長、旅館建築審査会というのは、最近できたことで、開かれていないよな、これ。

○高芝議会事務局長　私も担当の建設課のほうに確認したところ、直近ではもうかなりの間、こちらのほうは動いていない状況のようでございます。以上でございます。

○南委員長　そうですね。今も、第1番の北山協議会、第4番の169につきましてはやはり、今もお話しさせていただいたように、対外的に他市町の議会と整合性を図るために今後も副委員長が参画するという形で考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

御意見はございませんか。

○中村委員　この正副の副を削られるのはどういう理由で削られるんですか。向こうの定数が減ったんですか。

○南委員長　定数が減ったというよりか、うちのところは2常任委員会で、総務常任委員長として1人、それから生活文教委員長として1人ということで、この2名が参画しておったということでございますので、もう1常任委員会ということで一元化されたということで、委員長のみでという判断です。

○中村委員　今までどおり、別に正副で行かれていいんじゃないですか。何か、それこそどっちかが、これ、議長も行かれていますけれども、広域のごみのとき傍聴に行くんですけれども、議長は広域の議長をされていて、席、離れておられ

るし、行政常任委員長は病気で欠席されて、尾鷲市のところ、常に席が空いていて、もちろん発言も何もないんですよ。そういう状況が果たしていいのか、ほかの市町の発言というのは非常に多いんですけども。

それから、こういう会議、全ての会議、ほんで、結構これ、専門的なことばかりが多いように見えるんですけども、行って、出席して、ちゃんと発言できる人がやっぱり出ていったほうが尾鷲市のためになるんじゃないかということ踏まえて、正副どっちかが出ていけるように、1人じゃなくて、これもちゃんと2人のまんなま置いておいていいと思うんですけど。わざわざ1人にしたからということよくなるという意味が分からないんですけど。

○小川議長 中村委員の言うことはよく分かるんですけど、この協議会の場合は代理出席というのもできると思うんですよ。確かに昨日も紀北町のほうが、議長が東京のほうに行かれていますので代理で委員長がということ来ていましたので、協議会ですから代理も行けますので、別に書いてもらわなくても、休んだら代理ということできると思うんです。

それと、ごみ処理のほうは、あれは議会ですから、協議会じゃなしに議会ですから代理はできませんけど、こっちのほうは代理というのが行けますので、多分大丈夫だと思います。

○中村委員 その場合、代理は誰が行くんですか。

○南委員長 議長。

○小川議長 それは申合せで決めておいたほうがいいのか分かりませんが、副議長が行くのか、副委員長が行くのか。そういう場合は、一応申合せはしておいたほうがいいのかという気はします。

○濱中委員 今回変えようとするのは、これ、対外的なものではなくて、尾鷲市単独のものだけですね。

○南委員長 そうですね、はい。

○濱中委員 それと、副委員長の席にある者は委員長に事故あったときという一文がありますので、委員長に事故があつて代理が要るときには副委員長という、その流れでええのかなという気がするんですけども、どうでしょうか。

○南委員長 自分のところの常任委員会の流れの中ではそうなんですけれども、審議会の場合は規則規程がある中で、ちょっと今、その熟読をしていないということで、簡単に代理出席がいいですよというわけには、私は判断がちょっとしかねるもので、また後ほど、規程規約に基づいた中で判断をいたしたいと思いますので。

委員会は当然、副委員長が委員長を兼ねるということですので。都市計画審議会なんか、都市計画審議会法に基づいてのことですのでね。

○仲副議長　　ちょっと記憶をたどりますと、特に都市計画審議会と水道水源保護審議会というのは、正副を残したのはもともと、委員長が言うたように、総務産業委員長1名、経済建設委員長1名と、2名が出ておった中で、特に水道水源のほうで継続的な審査があったということで、その時点ですぐに1人の委員長だけというのは、行政常任委員長だけというのは、ちょっと相對の担当課のほうも困るということで、多分、正副、残したと思うんですわ。

その時点で正だけにすればいいんですけど、そういう事情があったものですから、今回、今、そういう継続的な審議も、都市計画についても水道もないということで、元に、元の形に直そうというのが、多分、委員長の、委員長だけの発想だと思うんですけど、正副というのはそういう意味で僕は捉えております。

ただ、これは審議会とか協議会ですもんで、議会のほうから何名出すという話ではないもので、担当課のほうから委嘱されて、ある部分では、審議会なんかは、言うたらその会則とか市議会の会則の中で決められた部分でどうぞお願いしますという話ですもんで、そういう意味では、この際整理をしたほうが私はいいと思っております。

○濱中委員　　ごめんなさい。最初に確認すべきことやったんですけど、これ、審議会のほうは、1人でいいですよというふうな形で来ておるものなのか、こちらから1人にさせていただきますというものなのか。それもそういうふうに、今、仲議員さんの話を聞いておる中で、ああ、そうか、これ、こっち側が1人にしますよとか2人行きますよというものではないのかなという気がしたのと、あと、都市計画の中で審議されたものは必ず議会のほうに回ってきますよね。そういったあたりも、水道水源にしても問題があったりしたときには必ず議会に回ってくる。

○仲副議長　　局長は御存じやないですか、その経過を。

○濱中委員　　ちょっとその辺の経過を。

○南委員長　　局長。

○高芝議会事務局長　　ただいま議題に上がりました執行部のほうの意向といたしますか、もちろん執行部は議会側の意向を尊重の上で、今、副議長がおっしゃっていただいたように、規程等には市議会議員というような、委員に関してはうたい方しかしてないんですけども、議会からの意向を尊重するような形で任命、委嘱のほうをしていただいております。

ただ、先ほども私から、あと、委員長さんからもおっしゃっていただきましたように、17年の議会改革の流れで、皆さん御存じのようにこの委員等というのは報酬も発生するわけですし、議会側が自ら削減していったような方向性の流れの中で、ただ、平成30年当時に、行政常任委員会の一元化が長期続くようなことも十分見極めた上で、従前の運用方法に必要なであれば戻すというようなことを当時全協の中ではおっしゃっていただいたと思うんですけれども、全て、先ほど委員長さんのほうからおっしゃっていただいたんですけれども、この後の全員協議会でまた皆さんの御意見を聞いていただけると思うんですけれども、執行部のほうからは、委員長さん、基本的には常任委員会の委員長さんの知見を活用させていただくために、議員のほうを参画してくださいというような依頼があるんですけれども、現状、将来的に、今、正副委員長さんを充てておるものを、委員長さんお一人で運用していくことに関しまして問題はないというような見解はいただいております。

以上でございます。

○南委員長　この件について、前回の三鬼和昭議長の時からも懸案事項として、これはもうある程度見直さなアカンというような流れがございます。

執行部のほうは、副委員長、要らないよって、そんな命令調のことじゃないんですけれども、委員長で十分精査をしていただくということでございますので、何とか御理解をしていただきたいと思いますんですけどね。

中村委員、よろしいですか。

○中村委員　ほとんど審議されていないって今おっしゃったんですけれども、尾鷲市水道水源保護審議会は、今後広域ごみが、水源の200メートル先にごみピットをつくるわけですよ、そのごみピットから漏れないという保証が全くない中で、これを、行政の委員長が専門的な知識がないまま行って、何も、意見も一個も言わんと帰ってくるようでは、やっぱりそれ、困りますので、正副委員長を減らす、何か議員定数は増やしたいって言うておいて、こんなんは減らすという、これもまた意味が分からないです。今までどおり出ていってちゃんと意見を言える人が、本当は、数、多ければ多いほうが良いと思うんですよ。そやから、なぜこれを減らしにいかなアカンのかということも意味が分からないので、減らす必要がないと思います。

○南委員長　そういう意見でございますので、今回も各協議会の参画については、議会運営委員会では全会一致を見ることができなかったということで、議長のほうへそういった認識で報告せざるを得ないんですけれども、参考的に、冒頭、事務局長からもお話がございましたように、繰り返しになるんですけれども、平成27年

当時、やはり予算に関わる議会の審査、審議を担保しようということで、財団法人尾鷲市開発公社、財団法人文化振興会、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会、福祉奨学金貸与審査委員会、きららコリドール尾鷲推進協議会、尾鷲市国民健康保険運営協議会、尾鷲市健康づくり推進協議会、尾鷲市立中央公民館運営協議会、尾鷲市廃棄物減量等推進審議会、財団法人みどりの協会、尾鷲市水道料金審議会、尾鷲市総合計画審議会、以上12ある協議会から、議会が参画しておるのが望ましくないということで、そういった見直しを図った経緯がございますので、その点も十分御認識をしていただきたいと思います。

それでは、最後にですね、離鷲届についてですが、本議会におきましては、会議日程等の参考とするために、各議員が特に尾鷲市を離れる場合には、議長宛てに離鷲届の提出を従前からお願いしておりましたが、紀北町などへの移動、日帰りの移動でも離鷲届が必要なのか、当該の運用の必要性が希薄になってきておる状況でございますので、改めて離鷲届につきまして、日帰りの移動については離鷲届の提出は不要という運用に改正することについて、議長ともお話をしていただき了承をいただいておりますが、日帰りについては離鷲届を出さなくてもいいですよということで、1泊泊まりの、特に外泊を伴う場合には離鷲届を届けるということに変更したいんですけれども、いかがでしょうか、申合せの中で。

○濱中委員　議員になったばかりの頃、この離鷲届を、意味合いを教えていただいたことがあるんですけども、それこそ昭和の時代から、やはり尾鷲で事があつたときにすぐ戻れない場所における人たち等の把握、居場所把握とかいう話も聞きましたし、ただ、今は全員が携帯電話を持ってあって、どこにおっても連絡がつくのかなという、そんな気もしておりますし、確かに、宿泊を伴う場合でも県内の場合もあるし、日帰りでも県外の場合もありますので、この離鷲届の、まず意味、何のためにというあたりがきちりできれば、その、こういう場合出しましょうはおのずと決まってくるのかなと思うので、日帰り圏内やったら本当に、今は交通事情もようになっておりますので、非常時にすぐ参集できんということはないのかなという気がしていますので、提案に関しては前向きに進めていただければと思います。

○南委員長　ありがとうございます。

離鷲届につきましては、日帰りの移動については出さなくてもいいですよって、ただし宿泊を伴う移動については出していただくということで改正をさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

一応議会運営委員会に議題とされたのが4点なんですけれども、委員会審査の中で濱中委員さんのほうから議員定数の問題も考える時期じゃないかというお話がございましたけれども、これはまた、当然市民の合意形成を図るという大きな問題でございますので、またぜひ一度、機会があれば議会運営委員会のほうで項目として、議長と相談しながら上げて審査するのもやぶさかではないのかなというような考えでおりますので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、新型コロナウイルスについてはもう各人の自主性で廃止するということを申し合わせ、尾鷲市議会の申合せ事項について、監査委員が委員長を兼ねることができないということ省くことについては全会一致を望めなかったということでございますし、また、先ほどの各種協議会への副委員長不参加の問題についても、議会運営委員会として全会一致を望むことができませんでした。離鷲届については1泊は出すということで申合せを改正する。以上が議会運営委員会の本日の決まったことでございますので、後開かれる全員協議会において議長の取りまとめが大変だと思っておりますけれども、できるだけ全会一致、採決を取らないで進む方向で議会運営委員会として進んでいただくのをお願いいたしまして、議会運営委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

終わります。

(午前11時03分 閉会)